

内部仕分け調書

競輪事業部

整理 番号	予算事項名	根拠 法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算 額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
1	全国競輪施行者協議会負担金	なし	0.2	0.0	0.0	全国の競輪の円滑な運営にあたり、全国の施行者の中央組織である全国競輪施行者協議会(以下、「全輪協」)への負担金である。	全国には競輪場が44場あり、全国一律の基準で各種負担金が整理されていることから競輪開催において必要な経費である。	<ul style="list-style-type: none"> ・全輪協年会費 ・全輪協定額分担金 ・電話投票システム分担金(定額割) ・電話投票システム分担金(売上割) ・競輪選手参加旅費負担金 ・電話投票特別分担金 	競輪実施に必須な経費であり、毎年その率に関しては実情に合わせ調整されている。	257,954	現行どおり
2	全国競輪施行者協議会北海道・東北地区協議会負担金	なし	0.2	0.0	0.0	函館市、青森市、いわき市が属する北海道・東北地区の協議会の運営に係る負担金である。	全国の競輪施行者と協力体制を築くことは非常に重要なことであるが、中でも北海道・東北地区での協力体制を維持することは日程調整等も含め特に重要な事項である。	函館市、青森市、いわき市が属する北海道・東北地区の協議会の運営に係る負担金である。	函館市、青森市、いわき市の緊密な協力体制維持に役立っている。	2,850	現行どおり
3	全国競輪選手共済会助成負担金	なし	0.1	0.0	0.0	競輪選手の福利厚生のための共済会に対する分担金である。	競輪開催に関し必要とされる経費である。	全国競輪選手共済会助成分担金の予算額に当該施行者の分担率を乗じた分担金	—	18,926	現行どおり
4	日本競輪選手会事故防止対策事業助成負担金	なし	0.1	0.0	0.0	競輪選手の事故防止対策のための分担金である。	競輪開催に関し必要とされる経費である。	全国競輪選手会事故防止対策分担金の予算額に当該施行者の分担率を乗じた分担金	—	1,629	現行どおり
5	情報システム利用負担金	なし	0.1	0.0	0.0	全国の競輪の円滑な運営にあたり、全国の施行者の中央組織である全国競輪施行者協議会(以下、「全輪協」)が管理する情報システム運用に係る負担金である。	全国統一の基準により負担することになっている経費である。	開催1日当たり42,000円を負担する。	—	2,436	現行どおり